

# 自立支援医療（精神通院医療）手続きの流れ

- ・自立支援医療(精神通院)受給者証の**有効期間は1年間**です。更新申請は、**有効期間が終了する概ね3か月前から受け付けています**。
- ・申請には医師の診断書が必要ですが、添付が省略できる場合があります。
- ・申請書は、お住まいの市町村にご提出ください。市町村から、管轄の県保健所に送付され、県保健所が審査します。その後、診断書がある場合は県精神保健福祉センターに送付され、センターが要否の判定を行います。その結果をもって、県保健所で支給認定して受給者証を作成し、お住まいの市町村を通じて利用者の方に受給者証を交付します。
- ・なお、センターでは、原則月2回判定を行っており、概ねこれに合わせて、市町村から県保健所へ申請書が送付されます。市町村への申請から受給者証の交付まで、提出書類に不備がない場合で**概ね2か月程度はかかりますので、お早目の申請をお願いします**。
- ・申請に必要な書類等については、市町村窓口にお問い合わせください。

